

文教民生常任委員会 行政視察

平成28年5月12日（木）愛知県豊川市

NPO法人東三河後見センター：成年後見制度について

平成28年5月13日（金）静岡県掛川市

掛川市 福祉課：障がい者支援について

平成28年5月12日(木) 13:50~16:10

(視察先) NPO法人 東三河後見センター

(対応者) 豊川市福祉課 課長補佐 大澤潤一 様

東三河後見センター 代表理事 長谷川卓也 様

東三河後見センター 事務局長 工藤明人 様

最初に豊川市の大澤課長補佐より後見人制度の概要等を説明いただいた。

- ◎豊川市では、平成27年に「豊川市青年後見制度利用推進検討委員会」を立ち上げ、年々増加が見込める成年後見人必要者の支援体制の整備と推進を実施している。
- ◎現状として、認知症の方は家族(子ども)がある方が多く早急に必要の方は少ないと思われるが、知的及び精神障がい者は子どもが多く、親亡き後に必要であり今後も増加が予想されている。
- ◎成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者(認知症、知的障害、精神障害等)を保護する制度。「後見」「保佐」「補助」に分けられており、判断能力の程度により裁判所が決定する。
- ◎後見人は親族の他、弁護士や会計士、社会福祉士など適当と判断できる人材を名簿により裁判所が選任する。
- ◎入居施設等が個人の金銭管理をしている場合もあるが、善意での管理では高額になると責任問題にもなる。第三者管理が一番良いのだが、裁判所へ申請し弁護士等に管理してもらうとなると管理費用の懸念も含めて敷居が高く、市民後見人の方が気軽に依頼し易いと思われるが、担い手の育成が課題となっている。
- ◎今までは後見人は資産の管理をするだけだったので弁護士や会計士で良かったが、最近は状況確認及び身の回りのケア等業務が多岐に亘る様になったため、一般の方が望ましくもあるが、その一般の方の権利擁護も課題である。
- ◎現在、豊川市には成年後見人を行う法人として、社会福祉協議会の「豊川市青年後見支援センター」とNPO法人の「東三河後見センター」があり、後見人依頼の内容に合わせて紹介している状況。社会福祉協議会は複合的福祉サービスが提供できるのがメリットであり、NPO法人はフットワークの軽さがメリットである。

次に東三河後見センターについて工藤事務局長から説明を受けた。

- ◎現在、東三河後見センターとして70名の後見人を受任しています。市民後見人として24名の名簿を裁判所に届け出てあり、うち14名で36名の後見人を担当しています。受任は法人(団体)にされるため、最初はセンター職員が担当し、状況を見て市民後見人に引き継いでいます。市からの委託を受け、市民後見人の継続研修はもとより、市民後見人育成講座も実施し、市民後見人の育成に努めています。現時点では市民の関心も高く来月の講座には多くの参加者を見込んでいますが、その方たちが受講してしまった後の受講者動員をどうするかが課題でもあります。
- ◎後見人だけで生計を立てられるだけの報酬が支払えませんが、どうしても定年後の年金受給者等別収入で生計を立てられる方で構成している状況です。ちなみに報酬は裁判所で決められています。



意見交換

- ・初回面談に至るまでのプロセスは。⇒ほとんどがポスター等の周知により、電話での問い合わせもしくはいきなり来庁されます。B型事業所等施設からのオファーもあります。
- ・就職した方がそこを辞めたら、また最初からになるのですか。⇒登録や記録は残っており、引き続き新しい就職先を探すことになり、サービスとしてはエンドレスです。就労中も1ヶ月に1回は本人に状況確認や相談に応じたりケアを実施しています。
- ・サポート室の財源は。⇒100%市費で約1,000万円。来年度は採用企業への準備金等を検討しており、3,000万円ぐらいを計上予定です。
- ・A型事業所の増加方針は。⇒A型事業所の増加は願っているが、やってもらえる事業所がないのが現状です。
- ・生活困窮対策との兼ね合いは。⇒親の年金収入で生活していた方が、親が施設入所になって収入がなくなり相談にみえるケースが多いですが、この時点で生活保護寸前です。今日明日では就職が決らないため辛いところです。面談により急度を見極めて対応しています。生活困窮・保護担当とも連携して対応していくこととなります。職員数も限られており、1ヶ月の斡旋数にも限度があります。
- ・障害者雇用に対する企業の対応は。⇒障害者雇用促進法による障害者の法定雇用率は従業員100人以上の企業は2%となっているが、雇用しなければ納付金を納めるだけなので、それを採用している企業が半分ぐらいです。今後は採用企業に奨励金を交付するなど、障害者雇用に協力いただける企業の増加対策を検討していきます。
- ・本人と家族の関係で問題はありますか。⇒最近発達障がい者が増えてきています。発達障害は明確な線引きがなく、部分的な障害でそれ以外は普通に生活している場合もあるため、障がい者であることを親が受け入れられず、対応に苦慮するケースがあります。
- ・就職の内定率は。⇒障がい者でなくても中高年は年齢的に厳しいことは本人にも伝えます。ですから、いきなり高設定するのではなくアルバイトなど少しでも収入を求めるところから始めることもアドバイスしています。そこから認められて社員になれる可能性もあるので。若い人でも年齢ぐらいの件数に応募しても難しい。障害のあるなしに関係なく厳しい時代です。
中高年は就職活動の仕方がわからない人が多く、そこからサポートしています。
- ・企業の業種は。⇒企業の求める内容に沿えれば業種は関係ありません。企業によっては本人を見てから仕事内容を考えていただけたところもあります。
企業の中には、法定雇用率のクリアの仕方や補助制度を理解していない企業もあります。市としては企業に対してその説明や本人の就労アピールを理解してもらえるよう努力しています。
- ・商工会議所に期待する事は。⇒条例は今年度から施行し、今後依頼していきますのでまだ成果はありません。市内には製造業が多いためそちらにはたらきかける事、

